

備考

(記入例)

1	3
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 —

0

 [東京都知事登録第000100号の場合]

(記入例)

H

—

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

「平成元年8月23日の場合」

	4	6	2	0	1	2	鹿児島	都道府県	鹿児島	市郡区	区町村
(記入例)	下	荒	田	4	—	1	—	1			

「鹿児島県鹿児島市下荒田4丁目1番1号の場合」

(記入例)

0	9	9	—	2	8	6	—	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑫ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

と記入すること。

- ⑬ 「本籍」の欄は、⑫により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。

4	6	2	0	1	2	鹿児島	都道府県	鹿児島	市郡区	区町村
(記入例) 下 荒 田 四 丁 目 1 番 1 号										

[鹿児島県鹿児島市下荒田四丁目1番1号の場合]

- ⑭ 「移転前の都道府県知事」の欄は、上記③の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。ただし、移転前の登録を受けている都道府県知事が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

- ⑮ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

- ⑯ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については(記入例)④に従うこと。また、移転後に置いて、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例)	⑦	4	6	(1)				1	0	0	[鹿児島県知事(1)第100号の場合]
	④	9	9	()					5	0	[国土交通大臣届出第50号の場合]